

(一社) 日本原子力学会 標準委員会 システム安全専門部会  
第 45 回 PLM 分科会 (P14SC) 議事録

1. 日 時 2017 年 8 月 25 日 (金) 13:30~15:00
2. 場 所 (一社) 原子力安全推進協会 B 会議室
3. 出席者 (敬称略)  
(出席委員) 鈴木 (主査), 渡邊 (副主査), 中川 (幹事), 新井, 望月, 長谷川 (広木代理), 矢野, 辻 (北条代理), 新立 (石井代理), 伊藤, 門間 (上坂代理), 松藤, 松村, 吉成, 吉岡 (加藤代理), 一森, 下家 (17 名)  
(欠席委員) 大木, 橘高, 遊佐 (3 名)  
(常時参加者) 野中, 伊藤  
(傍聴者) 榎崎
4. 配布資料  
資料P14SC-45-1 第44回PLM分科会議事録案  
P14SC-45-2 人事について  
P14SC-45-3-1 "原子力発電所の高経年化対策実施基準：201X（追補2）” の決議投票の結果について  
P14SC-45-3-2 PLM実施基準201X（追補2）のシステム安全専門部会決議投票コメント対応（案）  
P14SC-45-3-3 PLM実施基準2016（追補1）の正誤表  
P14SC-45-4 PLM実施基準2015英訳（案）のシステム安全専門部会意見対応（案）  
P14SC-45-5 PLM実施基準201X年版（追補3）のスケジュール  
P14SC-45-6-1 PLM実施基準の改定のスケジュール  
P14SC-45-6-2 PLM実施基準本格改定課題抽出表

5. 議事

会議に先立ち、開始の時点で出席委員は 15 名で定足数を満足している旨確認した。

(1) 前回議事録確認 (P14SC-45-1)

第 44 回 PLM 分科会議事録 (案) が紹介され、承認された。

(2) 人事について (P14SC-45-2)

・委員の退任

上坂委員、北条委員、広木委員の退任が報告された。

・委員の新任

新委員として東京電力ホールディングスの門間氏、関西電力の辻氏、日本原子力発電の大山氏が推薦されている旨説明され、審議の結果新委員として選任すること

が承認された。

(3) PLM 実施基準 201X 年版（追補 2）（P14SC-45-3-1,2,3）

"原子力発電所の高経年化対策実施基準：201X（追補2）”がシステム安全専門部会の決議投票にて可決された旨が報告された。決議投票時にいただいた意見への対応案が報告された。対応案のうち、材料記載の統一については今後の改定で統一を検討する旨追記し、第41回システム安全専門部会で報告することとなった。

意見対応案のうち、追補 1 への影響を検討した結果、誤記重要度分類①（安全に対して重要な判断に影響するもの）に該当するものはなかったが、②（①以外で活用上問題があると判断するもの）となるものが1件あった。これについて正誤表別紙のまとめ表に体裁上の誤りがあったため修正し、第41回システム安全専門部会で報告することとなった。

また、材料等の記載の統一に関して、今後はPLM評価書作成の段階で統一を図るよう、次回改定時に記載統一を検討していくとともに、各委員が意識的に事業者のPLM担当者に伝えていくことが依頼された。

(4) PLM実施基準2015英訳（案）のシステム安全専門部会意見対応（P14SC-45-4）

PLM実施基準2015年版（案）のシステム安全専門部会意見対応（案）が報告された。evaluationとassessmentなど微妙なニュアンスの違いについては、意図するところをコメント者に直接聞き、今後の参考とすることとなった。上記内容を、第41回システム安全専門部会に報告することとなった。

(5) PLM実施基準201X年版（追補3）のスケジュール（P14SC-45-5）

PLM実施基準201X年版（追補3）のスケジュールを確認した。各担当者と事務局が連絡取り合っって細かい日程等を調整し、各行程において進捗を全体に共有しながら進めることとなった。2017年10月までにコメント等の処理を完了させ、システム安全専門部会への本報告案を2017年11月のPLM分科会にて審議することを目標に進めることとなった。

(6) PLM実施基準の改定（P14SC-45-6-1,2）

PLM実施基準の改定のスケジュールを確認した。鈴木主査より、本格改定ではI-GALLの改定や、安全性向上評価への対応など、PLM分科会その場で表面的な課題提起及び議論するのでは対応できないとの懸念があり、産官学からの情報を整理して国内外の情勢を十分理解し、改定プロセスまで含めて広く議論し綿密に検討を重ねた上で審議したい旨の意見が出た。そのため、課題抽出及び改定方針の検討をできるだけ早く開始することとなった。

また、PLM実施基準本格改定においては事業者がPLM評価を実施する際に困っていることに対応してはどうかという案が出た。例えば、附属書Cで評価方法を規定しているが、これまでのPLM評価実績で問題となっていない劣化事象の評価を不要とする基準を作成する案、現行の基準では他の学協会の規格基準を引用しているが、PLM評価

を実施する際に足りない部分を規定するなどが考えられる。まず事業者から現状の問題点等を幅広く収集するため、各委員でPLM実施基準本格改定課題整理表（P14SC-45-6-2）を活用し課題を抽出していくこととなった。

#### 6. その他

2017年10月開催予定のPLiMにて、望月委員が国内学協会の規格基準について発表予定であり、その中でPLM基準についても紹介する旨が報告された。

次回分科会は11月22日に原子力安全推進協会で開催することとなった。

以 上